

第4次島田市男女共同参画行動計画（案）にかかる パブリックコメントの実施について

根拠法令：男女共同参画社会基本法 第14条の3

所管課：地域生活部 市民協働課

計画期間：5年間（令和6～令和10年度）

目的：男女があらゆる分野で自分らしく活躍できる社会「男女共同参画社会」の実現に向けて、取組を推進していくため。

基本目標：性別にとらわれず 互いを認め合い 活躍できるまち 島田

ポイント・変更点：

- 計画における施策目的を明確化し、効果的な推進を図るため、基本的施策を4つに区分
 - I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - II. 安全・安心な暮らしの実現
 - III. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備
 - IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

- 基本的取組に「個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備」を追加
令和5年3月から開始された「静岡県パートナーシップ宣誓制度」をはじめ、多様な性のあり方を前提とした社会のあり方が求められている中、市としても意識啓発に取り組むため新たに記載したものを。

パブコメ期間：令和5年12月22日～令和6年1月22日

策定にかかる会議等の実施状況：

- 島田市総合計画の市民意識調査にて男女共同参画に関する意識調査を実施（6月実施）
- 男女共同参画推進会議（副市長、部長級で組織する会議）8/10、11/9
- 男女共同参画推進会議幹事会（関係課の課長補佐級以下で組織する会議）5/12、7/12、10/26
- 男女共同参画推進委員会（外部委員）8/31、11/14
- 第3次計画の関係課による事業の見直し・検討（4月、10月に照会）